

平成25年度定期監査報告書

1. 監査の期間

平成26年1月27日から1月31日まで 5日間

2. 監査を執行した監査委員

監査委員 根本龍哉

監査委員 村上孝

3. 監査期日及び監査対象課室

地方自治法199条第4項に基づき、下記の監査対象課室を別項に示した監査方針及び監査の範囲に基づいて監査した。

平成26年1月27日(月)	—	会計課
		住民課
平成26年1月28日(火)	—	みちづくり課
		図書館
		総務課
平成26年1月29日(水)	—	生涯学習課
		保健年金課
平成26年1月30日(木)	—	人事課
		社会福祉課
平成26年1月31日(金)	—	区画整理課
		議会事務局

4. 監査方針及び監査の範囲

歳入・歳出に伴う財務に関する事業の執行状況や事務に関する取り扱いが適法かつ適切に処理され、その事業が最小の経費で最大の効率、効果的に行われているか監査した。財務に関する事務は、予算の執行状況や、契約等の事務、補助金等の取り扱いや出納事務が適正、適切に処理されているか監査した。事業の執行状況については、事業本来の目的に沿った執行がどのような成果を上げているか監査した。監査対象期間は、平成25年4月1日から平成25年12月末日までに執行した事業とし、予算の執行状況をはじめ次の点を主眼とした。

- (1) 調定・収納等の収入事務は、適切に判断され執行されているか。
- (2) 予算の支出事務は、関係法令や規則に則り適正に処理されているか。
- (3) 工事の執行状況は、関係法令や規則に則り計画的に執行されているか。
- (4) 備品台帳への記載整理と既取得備品の維持・管理が適正に行われているか。
- (5) 補助金等の交付事務が適切に要綱等により執行されているか。
- (6) 各事業が、第5次総合計画の政策・施策に沿ったものとして効果を上げて執行されているか。

5. 監査の方法

定期監査は、上記に示したとおり11課室局について実施した。監査は、「課別科目別歳入・歳出予算執行状況」、「執行状況確認調書」、「備品台帳」、その他関係証憑等の提出と対象課室局の課長及び担当職員の出席を求めながら執行状況等を聴取し、質疑応答により監査した。

6. 監査の結果

平成25年度の定期監査は、東海村第5次総合計画の3年目に当る事業の監査を行った。本村は財政力が1.48もあり、基礎自治体では他に類がない恵まれた村と言える。

しかし、日本社会は人口の減少と少子超高齢化が進み、さらに情報化とグローバル化によって大企業が海外に移転したために、国内の産業構造が大きく変貌してしまった。また、3年前の東日本大震災、津波、原発事故災害の復旧と復興も未だに道半ばである。この未曾有の危機を乗り越えるために高度医療や再生可能エネルギーを含む多様な発電、省エネ・エコ産業、農業工業化などの新科学技術、新経済活動の推進によって、政治経済も変化し、市民の生活様式や価値観も大きく変貌したといえる。正に世の中はこれまでと違う発想の転換が起こり、新しい社会構造の時代になったと言えよう。

本村もこれからこの新しい発想の転換の潮流を真剣に受け止めて、第5次総合計画を推進していかなければならない。平成23年度から実施する予定であった第5次総合計画の初年度は、災害復興に全力で取組んだために予定どおり事業には着手できなかったと言える。平成25年度は総合計画の事実上の2年目になる。平成23年度に新しい発想の転換が起こり、平成22年度に完成した第5次総合計画は可能な限り修正が必要で

あると考えるべきである。また、本村行財政と土地利用計画も再構築していかなければならない。これからの地域経済は、地場産業である農・工・商・観光業と中小企業などを基幹産業として振興させると共に、この基幹産業と原子力科学とこれまでに培ってきた地域文化とのコラボレーションによって、東海村特有の国際的なまちづくりと東海村自治基本条例に基づく村民本位の自治のまちづくりを進め、持続可能な村を創造していくことを目指し、第5次総合計画で定めた「村民の叡智を結集してまちづくりを進める」ことを実行していかなければならない。

この総合計画のあらゆる施策の基礎になる本村の人口動向は、平成22年度から現在までの転出者増に対して転入者の減、出生者数減に対して死亡者数は微減となっており、明らかに人口の減少と少子高齢化の傾向になってきている。これは労働生産性の減少にも連動し、経済構造にも変化をもたらすことになろう。地方自治法第1条の2項において、村は住民の福祉の推進を図ることを基本として、地域における行政を自主的且つ総合的に実施する役割を担うと定められており、本村は人口の実態を正確に把握して、第5次総合計画の施策に反映させていかなければならない。第5次総合計画の将来推計人口では上・中・下位の推計とも人口増加傾向になっている。この総合計画の都市計画や上下水道・保健・医療・福祉、教育などあらゆる取り組みの前提条件となる人口予測を常に正確に把握した上で、将来に大きく影響する政策を実施するように努めて欲しい。

平成25年度の定期監査は、対象課室局における行財政事務の執行が適法且つ適正にして効率効果的に処理され、且つ第5次総合計画に添った事業としてどのように進められているのかにも視点を置いて監査を実施した。

その結果については、おおむね適正な事務処理がなされているものと認められた。しかし、次の事項については検討、改善されるよう要望する。

(1) 収入未済および不納欠損の解消について

一般会計と特別会計と企業会計を合わせた収入未済額は、22年度が6億4,501万円、23年度が5億7,590万円、24年度が5億3,361万円、25年度の見込が5億3,323万円となっている。また、不納欠損処分額は22年度は2,472万円、23年度が3,489万円、24年度が2,362万円、25年度見込が2,516万円となっている。収入未済額は年々減少させているものの、依然として多額になっている。平成24年度の固定資産税と村民税等を含む村税未済額は全未済額の52.4%、国民健康保険税が31.6%であり、2税を合わせた未収率は全体の84%、その合計未済額は4億4,876万円を占めており、これらの解決は大きな課題である。村税及び国民健康保険税の徴収は長年のデフレ経済や勤労者の高齢化などを伴った難しい問題があると思うが、税の負担の公平・公正を確保する観点からあらゆる徴収徴税促進を図り、税収確保になお一層の工夫に努めて欲しい。

(2) 時間外勤務状況について

市町村行政事務は少子高齢化の進展で社会保障の行政事務やサービスが増加してきており、更に今地方分権一括法に基づき地方自治体から基礎自治体である市町村への権限委譲で取扱事務が増えた。平成25年度における本村の事業数は昨年より22事業増えて703事業となっているが、それに対応して専任職員数は平成22年度から8名増え396名となり、臨時非常勤等職員279名を加えると合計で675名（除広域消防署職員）にもなっている。その内時間外勤務（残業）対象者は304名（77%）で、今年度の時間外勤務総時間も平成24年度と同程度になると予測される。

専任職員や臨時非常勤を増員させても残業時間が減らない原因は、33課室局の内いづれも同じ課が縮小の改善がなされていないことにある。今年も8ヶ月・67%を経過した時点で年間法定制限時間の360時間をはるかに越えた職員が勤務する課が7課あり、さらに360時間を越えることが予測される職員の課が6課に及んでいる。

職員の健康管理や事務能率の向上を図ることや、適正な人件費管理の観点から毎年改善を求めてきたことにより、徐々に縮減されてきていることは認めるが、さらになお一層の改善を求めるものである。特に、所属長の時間内での執務管理の指導体制と時間外の勤務命令の判断を適切に行うように求める。1日3時間・午後8時を越えて残業する場合には所属長経由で総務部長の決裁を受けることになっているが、決裁印の押印がなされていない。必ず管理職は指導手続きを励行し、時間外勤務の縮減と事務処理能力の向上につなげるように渾身の努力をすることを指摘しておく。

(3) 歳出執行状況について（平成25年12月末日）

今年度は震災復旧事業もほぼ終了して通常業務になっているにもかかわらず、一般・特別会計の支出執行状況は前年度より遅れている。これは資材や職人高齢化や労働者不足による請負業者の逼迫などにより、委託事業などが難しくなっている要因があると思われる。しかし、行政はどのような状況でも村民本位の福祉の向上を図ることに全力で努めなければならない。全ての事業に工程表を作り、全職員の力を結集して事業に遅れなど出さないようにしっかり取り組んで欲しい。また、収入調定や支出負担行為の手続を遅滞なく処理して事業を確実に執行し、年度末には事業繰越など発生させないように努めて欲しい。

一般会計

所 属 課	予算現額(円)	支出済額(円)	執行率(%)	前年度執行率(%)
会計課	4,637,000	1,964,121	42.36	30.03
住民課	91,662,000	71,661,087	78.18	74.44
みちづくり課	1,724,951,000	252,485,373	14.64	24.27
総務課	301,651,000	212,695,547	70.50	63.89
図書館	76,234,000	48,654,938	63.82	60.05
生涯学習課	497,231,000	357,692,641	71.94	72.23

保健年金課	1,626,814,000	1,122,138,317	68.98	71.91
人事課	717,701,000	478,727,183	66.70	68.10
社会福祉課	2,848,461,000	1,737,480,880	61.00	68.01
区画整理課	703,310,000	441,232,117	62.74	89.01
議会事務局	212,885,000	169,641,939	79.69	80.20
執行率平均			55.58	63.83

特別会計

所属課	予算現額(円)	支出済額(円)	執行率(%)	前年度執行率(%)
国民健康保険会計	3,539,538,000	2,211,506,102	62.48	69.44
後期高齢者医療会計	304,553,000	181,656,990	59.65	52.43
東海駅西土地区画整理	183,317,000	9,792,011	5.34	10.30
東海駅東土地区画整理	94,112,000	10,782,070	11.46	30.83
東海駅西第二土地区画	209,549,000	30,881,783	14.74	56.09
東海中央土地区画整理	567,959,000	174,623,733	30.75	32.76
執行率平均			30.74	41.98

(4) 収入調定と支出負担行為の適切な処理について

社会福祉課の保育所運営費負担金、延長保育事業保護者負担金、母子・父子家庭家賃助成過誤払返納金過年度分は収入計上しないで調定している。その収入済額もあまりにも少ない。計画的に収入を徴収するように心掛けて欲しい。また、9ヶ月経過しても未だに多くの事業予算が調定されていない。今年度3月末日までに調定が行われていれば、購入物品や工事や補助金が4月以降に入った場合、5月31日までの出納整理期間に未収未払処理をする事が出来ると定められている。会計年度中に調定漏れや齟齬がないように適切に調定決議の処理を行って欲しい。

また、支出においては、予算計上はしてあるが負担行為を立てていないもの、或は負担行為済補助金が12月末になっても支出されないものがある。支出の部でも負担行為を会計年度中に立てて年度内に支出できるように事業を進め、資金が最大限に効果を上げられように努めてほしい。

(5) 公の施設である社会福祉センター運営管理事業について

社会福祉課が支援している平成25年度社会福祉法人社会福祉協議会事業補助金が175,883,000円、社会福祉センター運営管理事業42,154,000円、指定管理者委託事業129,465,000円となっており、社会福祉センター運営事業関係総経費予算は347,502,000円と多額なものとなっている。そしてこのセンター運営には79名の社会福祉協議会職員が従事している。今後とも福祉サービスの向上を図りながら、経費と人員が毎年膨らんで行かないようにするためには、事業内容のスリム化と維持管理経費の節減を図ること、建物も築後10年経過しているので大修繕が必要になってくる事から計画的な建物

修繕が必要である。特に、光熱水費や軽微な修繕などは指定管理者の委託料に入れて、社会福祉協議会自らが節減努力と利用する村民の光熱水費や消耗費の節減に取り組んでいくことが必要である。

また、収入において、利用料金や減免基準は平成16年の供用開始から10年間据え置かれたままである。今後は持続可能な施設維持の為には、増え続けている経費に対して、適切な利用料金や減免基準の見直しが必要である。この際、本村が所有する公の建物の利用料金も同時に検討することにも配慮すべきであることを指摘しておく。

(6) 国民健康保険税徴収体制について

保健年金課の所管する国民健康保健事業は平成24年度実績で医療費は約26億円、毎年約1億円の増、保険給付費は約21億5千万円、毎年約9千万円が増加している。

国民健康保険税の収納状況は現年分調定額が約7億円で滞納繰越分は約1億7千万円、徴収率は平均して79.7%である。その他、この特別会計の運営維持の為に村から平成24年度が約3億9千万円繰入、国県支出金収入9億3千万円、特定財源交付金収入約12億円等である。平成25年度は執行途中なので確定はできないが、高齢化や雇用難などによる国民健康保険加入者が増加していることから、未収金や不納欠損が増えていくことが懸念される。これまで以上に徴税業務体制を強化し、税の公正と公平を期する為になお一層の徴税作業の強化を図ることに配慮して欲しい。

(7) 予防接種委託料等の予算積算について

保健年金課が担当する予算執行の中で、衛生費保健衛生費執行率56.9%、予算残225,470,004円、予防費45.6%、予算残111,551,574円、健康増進事業費59.2%、予算残49,259,759円、後期高齢者健康事業51.0%、予算残4,908,435円で平均執行率53.1%になっている。特に予防接種委託料予算額が145,735,000円のところ、38.8%の56,617,994円しか執行していないので、大幅な補正減が必要になることは必至である。保健年金課は予算調製には年金、医療、健康増進などで54億7千万円に及ぶ多種多様な業務の予算を積算していかなければならない。今後は取扱業務内容と領域の見直しを行い、仕事の統廃合を行うこと、その予算作成にはもう少し正確な実態を把握して、無駄のない合理的な予算を調製し、最大の成果を上げられるように工夫することに努められたい。

(8) 生涯学習課の低執行业務について

生涯学習課の担当する社会教育委員運営事業の執行率17.6%、地域スポーツ指導者学校派遣委託料39.3%、公民館講座開催事業は執行率45.8%、青少年相談員運営事業の執行率40.9%と事業が進んでいない。いずれも毎年前例踏襲してきた事業であるが、今後とも継続していく意義のある事業なのか、あらゆる角度から検討され改善に努めて欲しい。

(9) 本村行政機構の定員管理について

人事課が担当する現職員の動向は平成22年度から4年間で8人増員している。国が平成22年6月に閣議決定した「地域主権戦略大綱」で、地方分権から地方主権型社会を目指し、基礎自治体でできることは地域住民自らの判断と責任において取組むとしており、所管事務や権限の一部を地方自治体と基礎自治体に委譲されつつある。また、長年の低経済成長と産業経済のグローバル化、少子高齢化等により住民の生活様式も多様化し、地域コミュニティも壊れかけている。

基礎自治体である本村の行政は、この難しい状況を乗り越えて住民の福祉の確保と向上を図るために、職員の資質を今以上に高めることが必要であり、10年先の超高齢と少子社会を予測した小さくても行政能力の高い職員集団を形成させなければならない。

5年前から団塊世代の退職をむかえ、それ以来多数の退職者を出しているが、それを補完しても年々職員が増加している。第5次総合計画の最終年度の行政内容の変化と行政需要を勘案して、嘱託を含む職員定員の数値目標について見直しする必要があることを指摘する。

所 属 名	H22 の現員	H25 の現員	増減
村長の事務部局職員数	287 人	295 人	+8 人
教育委員会事務局と教育機関職員数	82 人	80 人	-2 人
監査委員事務局職員数	2 人	2 人	0 人
農業委員会	2 人	4 人	+2 人
水道課	11 人	11 人	0 人
議会事務局	4 人	4 人	0 人
合 計	388 人	396 人	+8 人

以 上